

令和7年6月2日

入札参加希望事業者 各位

交野市企画財政部長

電子入札(事後審査方式)における開札の取扱い及び結果公表について

電子入札対象案件数の増加により、公平性、公正性確保の観点から、令和7年6月公告分以降の電子入札(事後審査方式)案件について、下記のとおりのお取扱いとしますので、お知らせします。

記

1. 落札者の決定方法について

電子入札(事後審査方式)による落札者の決定手順は、次のとおりとします。

- ①システム上での開札を行い、各者の入札金額を確定します。
- ②入札金額のうち、予定価格及び最低制限価格(設定された案件のみ)の範囲内の価格で入札した者のうち最も安価な価格を提示した者を落札候補者とし、以降金額により順位を決定します。
- ③同価での入札が複数あった場合は、システム上のくじにて順位を決定します。
- ④落札候補者となった者について、入札時に提出を求める書類(工事内訳書等)及び入札条件(同日開札の取り抜け等)を審査し、入札説明事項等に定める「無効となる入札」に該当する場合は、入札を無効として取り扱い、次順位の者を落札候補者とし、
- ⑤落札候補者に対する④での確認において有効な入札であった場合、落札候補者として通知し、入札参加資格を確認するための書類提出を求めます。
- ⑥提出された書類に基づき入札参加資格審査を行い、有効と認められればその者を落札者と決定します。無効となった場合は、次順位の者を落札候補者とし、

ポイント:落札者の決定手続きにおいては、候補者とならなかった参加者における入札状況等の審査は行いません。そのため、参加者の中に無効な入札が含まれている場合でも、落札者決定事務は妨げないものとします。くじ引きについても同様とし、開札の時点で「くじの対象となる金額で入札した全者」を対象にくじを実施して順位を決定した後に、候補者の入札が有効かの審査を行います。

※入札参加資格を満たさない場合においても、落札候補者とならない限り無効な入札とのお取扱いとはなりません。明らかに参加資格を満たさない案件に繰り返し入札を行う等の行為が見受けられる場合は入札妨害とみなし、指名停止措置等を行う場合があります。

※取り抜け、受注制限件数等の審査については、従来通り開札予定時刻順に行います。

2. 開札結果の公開及び落札候補者への通知について

1. における落札候補者の入札状況の確認等公正な入札手続きを確保するため、電子入札における開札結果の公開を一律に

・開札予定日の翌日(土・日・祝日等閉庁日を除く)午前10時以降

とします。同日に開札を行った案件は、原則翌日以降一斉に開札結果を公開します。

併せて、落札候補者となった事業者に対して、メールでの通知を行います。落札候補者は、その日を含め3日以内に、参加資格を確認できる書類を提出してください。

3. 実施日

令和7年6月2日以降に入札公告を行う案件から適用します。

本件に関する問い合わせ先

交野市 企画財政部 財務課

〒576-8501 大阪府交野市私部1-1-1

TEL:072-892-0121 FAX:072-891-5046

e-mail:zaisei@city.katano.osaka.jp